

○北海道U I J ターン新規就業支援事業における足寄町移住支援金交付要綱

令和元年6月14日要綱第19号

改正

令和2年6月19日要綱第26号

北海道U I J ターン新規就業支援事業における足寄町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 足寄町は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、足寄町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行う北海道U I J ターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から足寄町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金（以下「地域課題解決型起業支援事業費補助金」という。）の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

2 当該移住支援金の交付については、北海道U I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「道実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象となる申請者は、次項の要件を満たし、かつ第3項から第5項までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第6項の要件を満たす者とする。

2 移住等に関する要件は、次の各号に該当するものとする。

(1) 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(2) 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 平成31年4月1日以降に転入したこと。

イ 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

ウ 足寄町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他北海道又は足寄町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 就業に関する要件は、次の各号いずれかに該当するものとする。

(1) 一般の場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ 移住支援金の対象となる求人への応募日が、本号イに規定するマッチングサイトに掲載された日以降であること。

カ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材の場合は、内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者とし、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

4 起業に関する要件は、1年以内に地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けているものとする。

5 テレワークに関する要件は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

6 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）は、次の各号全てに該当するものとする。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書(様式1)、移住先の就業先の就業証明書(様式2)及び本人確認書類に加え、第3条第2項の要件を満たし、かつ同条第3項から第5項までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第6項の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式4。以下「再交付申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書[再交付](様式5)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 北海道及び足寄町は、北海道U I Jターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、北海道U I Jターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び足寄町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還は次の事項のいずれかに該当した場合とする。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した足寄町から転出した場合

ウ 第3条第3項の規定による就業において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 第3条第4項に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還は、移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した足寄町から転出した場合とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と足寄町が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年6月19日要綱第26号)

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月9日から適用する。

(経過措置)

2 令和2年4月9日より前に足寄町に転入した者については、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和3年4月 日要綱第 号)

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和3年4月1日より前に足寄町に転入した者については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。